

平成 15 年度
社会保険事業計画
(抄)
社会保険庁

I. 事業運営方針

I. 社会保険事業を取り巻く状況変化への的確な対応

1. 社会保険庁の業務運営の効率化・事務の合理化について

厳しい経済情勢の下、産業構造や雇用形態の変化、また、高齢化や年金受給者の増加等に伴い、社会保険の的確な適用と保険料収納の確保、医療保険者機能の強化、年金相談の効率的実施と裁定事務の迅速化などの課題への対応が求められている。

そのため、業務の運営方法を見直すとともに、情報処理技術の活用、定型的業務の外注化や一括共同処理などにより徹底した事務の効率化・合理化を図り、職員を保険料徴収や年金相談など、被保険者・受給者や事業主に説明を行い、その理解を得ながら進めなければならない対人サービスの業務にできる限りシフトさせ、これらの諸課題に取り組むものとする。

2. 社会保険と労働保険の徴収事務一元化について

社会保険と労働保険の徴収事務の一元化については、事業主の利便性の向上と行政事務の効率性を図る観点から、平成15年度の電子政府化に合わせ、インターネットによる両保険の届出の一括受付を実施するとともに、保険料徴収事務を一元的に処理するため、社会保険・労働保険徴収事務センター（仮称）を設置し、これらに取り組むものとする。

3. (略)

II. 医療保険制度及び年金保険制度の適正かつ安定的な事業運営

1. 医療保険制度の事業運営

我が国の医療制度は、すべての国民が健康保険や国民健康保険といった公的な医療保険制度に加入し、いつでも必要な医療を受けることができる国民皆保険制度を採用しており、経済成長に伴う生活環境や栄養水準の向上などともあいまって、世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を実現する上で大きく貢献し、今日、我が国の医療制度は、国際的にも高い評価を受けている。

しかし、その一方で、世界的にも例をみない急速な高齢化が進展し、老人医療費を始めとする医療費が年々増大すると同時に、1990年代初めのバブル崩壊以降、我が国経済は低迷を続け、増大する医療費を賄う主たる財源である保険料収入が伸び悩み、医療保険財政は極めて厳しい状況にある。

このような状況において、給付と負担の公平を図り、将来にわたり持続可能で安定的な制度を築くため、昨年、患者一部負担の見直し、総報酬制の導入、政府管掌健康保険の保険料の引上げ等を内容とする法改正が行われたところであり、その円滑な実施が求められている。

政府管掌健康保険については、制度改正が行われたところであるが、平成14年度末には事業運営安定資金がほぼ枯渇することが見込まれるなど、極めて厳しい財政運営を余儀なくされる状況にある。

このような状況において、事業をできる限り健全に運営していくためには、適用の適正化、保険料収入の確保、給付の適正化といった基本的な取組を着実に実施することが大切であり、労働保険の適用事業所に関する情報を活用した未適用事業所の適用促進、地方社会保険事務局と社会保険事務所との連携による徴収対策の充実、レセプト情報管理システムの活用によるレセプト点検調査の充実に努めるものとする。

2. (略)

II 社会保険庁の事務の実施基準及び準則並びに平成15年度において社会保険庁が達成すべき目標

社会保険庁の事務の実施基準及び準則

〔 厚生労働省発政第93号
平成13年3月30日
(厚生労働事務次官依命通達) 〕

I 実施基準

社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「社会保険事業」という。）の保険者として、適正かつ安定的に事業を運営するとともに、厚生労働省設置法等により、その任務とされた事務を適正に実施する。

また、事業の運営に当たっては、常に国民の立場に立ち、透明性の確保を図るとともに、事務の効率化を進め、もって、社会保険事業に対する国民の理解と信頼を得る。

II 事務の実施準則

1 適用事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る各種届書等の適正な届出及び早期提出について、事業主（船舶所有者を含む。以下同じ。）及び被保険者に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (2) 事業主に対し的確かつ効率的な調査を行うことにより、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る被保険者（被扶養者を含む。）に係る資格及び標準報酬等を適正に把握すること。
- (3) ~ (5) (略)
- (6) その他被保険者等の適用については、関係法令に基づき適正に行うこと。

2 保険料等収納事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る保険料並びに児童手当事業に係る拠出金（以下「保険料等」という。）の収納の確保については、事業主に対する制度啓発、口座振替の促進等により、保険料等の納期内の納入を促進すること。

- (2) 保険料等を滞納する事業主に対する納付の督促及び国税滞納処分の例による処分を確実に実施すること。
- (3) (略)
- (4) 介護保険法に基づく介護保険料の徴収事務については、円滑な実施を図ること。
- (5) その他保険料等の収納については、関係法令に基づき適正に行うこと。

3 保険給付事務に関する事項

- (1) 社会保険事業に係る保険給付については、正確に決定及び支払を行うこと。
- (2) レセプトの点検調査、医療費通知等により、医療給付の適正化を図ること。
- (3) (略)
- (4) その他保険給付の事務については、関係法令に基づき適正に行うこと。

4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

- (1) 被保険者等の健康管理意識の高揚及び健康の保持増進を図り、ひいては医療給付を適正なものとするため、生活習慣病予防健診、それに基づく事後指導等の事業を適切に実施すること。
- (2) その他の保健事業及び福祉施設事業については、適切に実施すること。

5 広報、情報公開、相談等に関する事項

- (1) 社会保険事業に対する国民の理解と信頼を確保するため、効果的な広報を行うこと。
- (2) 相談体制を整備し、国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。
また、事業に関する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。
- (3) 職務上知り得た個人情報については、厳正に保護すること。
- (4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。
- (5) 職員の専門的な知識の習得及び資質の向上を図ること。

平成15年度において社会保険庁が達成すべき目標について

〔 厚生労働省発政第0131001号
平成15年1月31日
(厚生労働事務次官依命通達) 〕

平成15年度において、厚生労働大臣が社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標は、別表のとおりとする。

なお、この目標に対する実績の評価に当たっては、社会経済情勢の変化による影響等を考慮するものとする。

また、平成16年度以降に係る目標については、社会保険庁の自律性を高める観点から、平成13年度以降の社会保険庁の実績に係る評価の結果も踏まえつつ、可能な限り具体的かつ客観的な基準となるよう引き続き検討を進め、逐次改善を図るものとする。

(別表)

平成15年度において社会保険庁が達成すべき目標

達成すべき目標	指標	(参考指標データ)
1 適用事務に関する事項		
(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所（船舶所有者を含む。）の適正な把握に努め、適用を促進すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・新規適用事業所数 ・全被保険者資格喪失事業所数 ・適用事業所数 ・巡回説明事業所数 	<p>政府管掌健康保険・厚生年金保険 57,015事業所 船員保険 165事業所 (平成13年度)</p> <p>政府管掌健康保険・厚生年金保険 87,199事業所 船員保険 465事業所 (平成13年度)</p> <p>政府管掌健康保険 1,522,868事業所 船員保険 6,912事業所 厚生年金保険 1,651,493事業所 (平成13年度末現在)</p> <p>31,508事業所 (平成13年度)</p>
(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の事業主（船舶所有者を含む。）等に対し、適正な届出の励行を促進すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会開催数 ・調査官総合調査件数 ・賞与支払事業所数 	344,175事業所 (平成13年度)
(3) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の事業主（船舶所有者を含む。）に対する調査を効果的に実施し、被保険者資格、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額を適正に把握すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数 (資格取得分) ・被保険者数 (資格喪失分) ・被保険者数 ・被扶養者数 ・定期決定時調査件数 ・調査官総合調査件数 	<p>政府管掌健康保険・厚生年金保険 6,311,317人 船員保険 25,722人 (平成13年度)</p> <p>政府管掌健康保険・厚生年金保険 7,030,012人 船員保険 31,881人 (平成13年度)</p> <p>政府管掌健康保険 19,124,131人 船員保険 78,153人 厚生年金保険 31,575,928人 (平成13年度末現在)</p> <p>政府管掌健康保険 17,174,814人 船員保険 134,211人 (平成13年度末現在)</p> <p>715,057事業所 (平成13年度)</p> <p>344,175事業所 (平成13年度)</p>
(4)～(6) (略)		

達成すべき目標	指 標	(参考指標データ)
2 保険料等収納事務に関する事項		
(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料の納期内納入の励行指導、口座振替の促進等により、保険料及び児童手当の拠出金の適正な納入を促進すること。 ・前年度と同じ、又は上回る保険料収納率となること。 ・前年度を上回る口座振替実施率となること。	・ 保険料収納率 ・ 口座振替実施率	政府管掌健康保険 96.9% 船員保険 91.7% 厚生年金保険 97.6% (平成13年度) 政府管掌健康保険 83.4% 船員保険 64.6% 厚生年金保険 84.9% (平成13年度末現在)
(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料の納期内納入の励行指導において、保険料等を滞納する事業主（船舶所有者を含む。）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施すること。	・ 保険料収納額 ・ 保険料調定額	政府管掌健康保険 保険料収納額 6兆2,208億円 船員保険 保険料収納額 710億円 厚生年金保険 保険料収納額 19兆9,360億円 児童手当 拠出金収納額 1,351億円 (平成13年度) 政府管掌健康保険 保険料調定額 6兆4,222億円 船員保険 保険料調定額 774億円 厚生年金保険 保険料調定額 20兆4,176億円 児童手当 拠出金調定額 1,365億円 (平成13年度)
(3) ~ (4) (略)		
3 保険給付事務に関する事項		
(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト点検調査、第三者に対する損害賠償請求権の行使等を通じて、医療費適正化を推進すること。 ・前年度の被保険者1人当たり点検効果額を上回ること。	・ 医療給付費 ・ 医療費通知件数 ・ 内容点検件数 ・ 被保険者1人当たり点検効果額	政府管掌健康保険 3兆8,502億円 船員保険 264億円 (平成13年度) 政府管掌健康保険 16,661,221件 船員保険 73,170件 (平成13年度) 政府管掌健康保険 3,819円 船員保険 10,842円 (平成13年度)
(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、傷病手当金等の現金給付の適正化を図ること。	・ 現金給付費 ・ 被保険者1人当たり支給日数 (傷病手当金)	政府管掌健康保険 4,865億円 船員保険 60億円 (平成13年度) 政府管掌健康保険 1.51日 船員保険（職務上を含む） 6.44日 (平成13年度)
(3) ~ (5) (略)		

達成すべき目標	指 標	(参考指標データ)
4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項 (1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施すること。	・健診実施者数 ・事後指導実施者数	政府管掌健康保険 船員保険 政府管掌健康保険 (平成13年度)
(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、適切かつ効率的に実施すること。	・利用者数	社会保険病院等利用者数 入院延べ患者数 外来延べ患者数 健診等延べ実施者数 健康づくり講座等延べ利用者数 福祉施設延べ利用者数 (平成13年度)
5 広報、情報公開、相談等に関する事項 (1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うこと。 ・前年度を上回る年金教育の実施校数となること。	・年金教育の実施校数 ・年金研修の実施事業所数	延 5,838校 (平成13年度) 7,133事業所 (平成13年度)
(2) (略)		
(3) 国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。また、事業に対する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。	・ホームページ掲載の相談項目数	医療保険相談項目数 年金相談項目数 181項目 (平成13年度末現在)
(4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。	・ホームページアクセス数 ・情報公開法に基づく開示請求の開示件数 ・レセプト開示件数 ・被保険者記録の事前通知件数	1,045,765件 (平成13年度) 239件 (平成13年度) 3,358件 (平成13年度)

III. 平成15年度事業計画

1. 重点事項

【制度共通】

1 業務運営の効率化・事務の合理化の実施

業務運営の効率化・事務の合理化を図る観点から、健康保険・厚生年金保険の算定基礎届等適用関係届の磁気媒体（FD）による届出の一層の普及、促進を図るとともに、事業主から紙で提出された届書について外部委託により、磁気媒体（FD）に収録する。

また、社会保険事務所で行っている納入告知書等の作成・送付事務等を社会保険事務局単位に集約化する。

2 申請・届出等手続きの電子化の実施

事業主及び被保険者等の利便性の向上及び負担の軽減を図る観点から、インターネットによる申請・届出等手続きを可能とともに、住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、届書の添付書類のうち住民票等の添付の省略を可能とする。

3 総報酬制の導入に伴う事務の円滑な実施

平成15年4月から導入される総報酬制の実施に伴い、賞与支払届の提出について、事業主等に対する十分な周知広報を行うとともに、磁気媒体（FD）及びターンアラウンド方式による届出の励行を促進し、もってその円滑な実施を図る。

4 社会保険と労働保険の徴収事務一元化の実施

平成15年度の電子政府化に合わせ、インターネットによる社会保険と労働保険の各種届出の一括受付を実施するとともに、保険料の徴収事務を一元的に処理するため、社会保険事務所に社会保険・労働保険徴収事務センター（仮称）を設置し、事業主の負担の軽減と事業運営の効率化を図る。

【医療保険】

1 制度改正の施行に伴う事務の円滑な実施

医療保険制度の安定的な事業運営を確保する観点から、制度改正の施行事務については、事業主、船舶所有者及び被保険者等に対する改正内容の周知広報を行い、もってその円滑な実施を図る。

2 適用の適正化

医療保険事業の適正な運営及び費用負担の公平化を図る観点から、特に適用漏れが多いと見込まれる適用事業所に対する適正な届出指導を行うほか、各種周知広報、説明会の開催により適用の適正化を図る。

定時決定時の調査については、その対象を全事業所からパート労働者が多い事業所等に重点化し、事務処理の効率化を図る。なお、これにより調査の対象から除かれた事業所の調査については、過去の事業所調査結果等を踏まえ、重点的に行う。

また、適用対象事業所を的確に把握した上で、社会保険労務士を活用した巡回説明を実施するなど適用対象事業所に対する適用の促進を行い、もって適用の適正化を図る。

3 保険料収入の確保

医療保険の健全な財政運営を確保する観点から、保険料の納期内納入の励行指導、滞納事業所に対する納付指導の徹底及び財産調査の早期着手等による滞納処分等の的確な実施により、保険料収入の確保を図る。

4 保険給付の適正化

保険者機能の強化を図る観点から、保険給付の適正化のため、レセプト情報管理システムを活用し、特にレセプト点検調査に係る縦覧点検を中心とする内容点検及び外傷性点検の充実強化を図る。

5 被保険者証の更新及びカードによる一人一枚化

被保険者証の更新に際し、被保険者及び被扶養者の利便性の向上を図る観点から、被保険者証をプラスチックカードとし、一人一枚化を図る。

【年金保険】 (略)

2. 実施事項

【政府管掌健康保険】

1 適用の適正化

(1) 適用事業所に対する指導

- ① 事業主に対する適正な届出の指導並びに事業所調査の効果的・効率的な実施

ア 短時間就労者、派遣労働者、高齢就労者、外国人就労者等に係る適正な届出の指導

イ 賞与に係る適正な届出の指導

ウ 過去の調査実績等から調査対象事業所を実施頻度別に分類し、適正な届出の指導が特に必要と見込まれる上記アの就労者が多い事業所等に対する重点的な調査及び賞与支払届を提出しない事業主に対する調査の実施

エ 解散や休業を理由とする全喪届受付時に、当該事実を確認する添付書類を求めるなど事業実態の的確な把握

オ 老齢厚生年金受給者の現況届の就労情報を活用した資格取得届の届出指導

- ② 被保険者資格、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額の適正把握

(2) 適用対象事業所の的確な把握及び適用促進

- ① 法人登記簿等の活用

- ② 労働保険の適用事業所情報の活用

- ③ 社会保険労務士を活用した巡回説明の実施

2 保険料収入の確保

(1) 保険料の納期内納入の励行指導

- ① 口座振替の促進

- ② 口座振替不能事業所に対する再発防止の指導

(2) 滞納事業所に対する納付指導の徹底及び滞納処分の適正な実施

- ① 納入督励の早期着手による滞納保険料の徴収

- ② 倒産・不渡情報の早期把握

- ③ 滞納処分等の早期着手

- ④ 財産調査の徹底

- ⑤ 長期・大口滞納事業所等に対する滞納整理の実施

3 保険給付の適正化

(1) 医療費適正化対策

① レセプト点検調査の実施

ア 効果的かつ効率的なレセプト点検調査の実施

- ・ レセプト情報管理システムによる効率的な事務処理の実施
- ・ 繊覧点検を中心とする内容点検の重点的な実施
- ・ 外傷性点検の的確な実施

イ レセプト点検調査結果等の活用

- ・ 事業主、被保険者等に対する重複受診防止等の指導
- ・ 保険医療機関等の指導監査担当部署との連携

ウ 第三者行為保険事故に係る損害賠償請求権の迅速な行使

- ・ 事業主及び被保険者に対する第三者行為傷病届の適正な届出の指導、啓発
- ・ 損害賠償請求権の時効の中止措置を講じる等的確な債権管理の実施

② 全月分を対象とした医療費通知の実施

③ 高医療費地域対策

ア レセプト参考情報を活用した事業所毎の医療費特性等の分析

イ 分析に基づく内容点検、被保険者及び事業所に対する保健師等を活用した指導の実施

(2) 現金給付の適正化

① 傷病手当金の支給の適正化

② 柔道整復師の施術に係る療養費の支給の適正化

4 被保険者証の更新及びカードによる一人一枚化

被保険者証の更新に際し、プラスチックカードによる一人一枚化の実施

5 健康管理事業の実施

(1) 健康づくり事業の実施

① 健康づくり指導講習会の開催等

② 心の健康（メンタルヘルス）の保持増進事業の実施

(2) 生活習慣病予防健診事業の実施

一般健診（C型肝炎ウィルス検査を含む）等の実施

(3) 社会保険総合健康管理推進事業の実施

① 生活習慣病予防健診結果が「軽度異常」「要経過観察」と判定された者に対する保健師を活用した事後指導の実施

② 健康管理意識の啓発、生活習慣に起因する糖尿病等の危険因子を有する者及び生活習慣病の指導管理を受けている者に対する保健師、健康運動指導士等による健康づくり事業等の実施

6 広報活動の推進

- (1) 制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のため、事業主及び被保険者等に対する改正内容の周知広報を実施
- (2) 適用の適正化及び適正な保険料収入の確保並びに保険給付の適正化のため、被保険者資格、被扶養者、報酬月額及び賞与額の適正な届出、保険料の納期内納入、適正受診等について、事業主及び被保険者等に対する周知広報を実施
- (3) 磁気媒体（FD）による届出の普及促進を図るため、事業主等に対する周知広報を実施
- (4) 事業主及び被保険者等の利便性の向上を図るため、インターネットによる申請・届出の推進の周知広報を実施
- (5) 被保険者証の更新及びカードによる一人一枚化の円滑な実施のため、事業主及び被保険者等に対する周知広報を実施

【船員保険】 (略)

【国民年金】 (略)

【厚生年金保険】 (略)